

第6期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第1回）

1 日 時

令和7年2月10日（月）午後10時から正午まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎10階207・208会議室

3 出席者

有村会長、市川会長職務代理者、馬神委員、加倉井委員、若林委員、木村委員、今村委員、玉井委員、村木委員、榎野委員、佐藤委員、杉浦委員、本間委員、関口委員、上茶委員、渡邊委員、川上委員、上野委員、松本委員、深井委員（20人）

※ 欠席委員：西尾委員、三浦委員、大井委員、相賀委員、代市委員、岡部委員、平尾委員、（7人）

4 事務局参加者

教育庁	：坂本 教育長（挨拶後退席）
	藤田 指導部指導企画課長
	福田 指導部主任指導主事
生活文化スポーツ局	：坂本 都民安全推進部連携担当課長
生活文化スポーツ局	：福本 私学部私学行政課長

5 会議記録

【福田主任】

それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます東京都教育庁指導部主任指導主事の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会の委員、全委員27名中、20名の方がリモートも含めまして御参加いただいております。

こちらは、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第6条で定められている定足数を達しております。

それでは、ただいまから、東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を開会いたします。

初めに、東京都教育委員会教育長、坂本雅彦から御挨拶させていただきます。

【坂本教育長】

皆さん、おはようございます。東京都教育委員会教育長の坂本でございます。

皆様には、第6期東京都いじめ問題対策連絡協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、公私ともに御多用の中、本連絡協議会に御参加をいただきまして、ありがとうございます。

さて、平成25年の9月に、いじめ防止対策推進法、こちらが施行されまして10年以上が経過をしているという状況だと思います。

この間、都内の公立及び私立の学校では、この法律に基づいて策定をされた「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえて、『いじめは子供の生命、さらには、心身の健全な成長、人格の形成に極めて重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されてはいけぬことである』という考え方に基づいて、それぞれ防止対策を推進してきたところだというふうに考えております。

現在全ての学校において、学校いじめ防止基本方針に基づきまして、「学校いじめ対策委員会」の組織が中心となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、それぞれの段階ごとに基本的な取組が行われているという認識をしております。

こうした中、10月の下旬に、いわゆる問行調査と言われております、文部省の「令和5年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」が出ておりまして、認知件数が全国的に増加の傾向という形になっております。

中でも、いじめの重大事態の発生件数も増えておりまして、前年度から387件増えるというような状況で、これは過去最多ということなので、これは非常に憂慮すべき事態であるというふうに思っております。

都内の学校でも、見逃しがちないじめの問題を積極的に認知した上で解消していこうとしています。

また、教員と外部の専門家からなる学校サポートチームを活用して、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題を未然に防止して、早期の解決に結び付けていくというような取組もしております。

学校からは様々な成果が報告されておりますけれども、どこまでやっても、なかなか完璧に事態を収束することができない。

やはり何よりも、全ての子供たちが安心して学校に通って、学ぶことができる環境整備、これを保護者、地域、関係団体、ありとあらゆる総力を結集して対応をしていくことが重要であると思っております。

そのための方策について、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を頂戴することができればと思っております。

東京都といたしましても、引き続き、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組んでいく所

存ですので、委員の皆様からお力添えをいただけますようお願いを申し上げて、私の冒頭の挨拶とさせていただきたいと思います。

何とぞ本当に、忌憚のない御意見、さらには、現場ならではの様々な状況を発言していただいて、同時に共有をしていただき、そして効果的な解決策に結び付けていただく。

これを切にお願いして、挨拶に代えさせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

【福田主任】

ありがとうございました。教育長におかれましては、この後、別の公務がございますので、こちらで退席の方をさせていただきます。

【坂本教育長】

何とぞよろしく願いいたします。

【福田主任】

続きまして、本連絡協議会の委員の紹介でございます。本来であれば、お一人お一人を御紹介させていただくべきところではございますが、時間の都合上、お手元の資料1、委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、「東京都におけるいじめ防止等の施策の体系」について及び「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」について、東京都教育庁指導部指導企画課長、藤田修史から御説明いたします。

【藤田課長】

皆様、おはようございます。指導企画課長の藤田でございます。2点について御説明申し上げます。

はじめに、「東京都におけるいじめ防止等の施策の体系について」でございます。

東京都、学校設置者、公立・私立の学校に関わる取組を中心に御説明いたします。

机上に置かせていただきました「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻」、こちらの144ページをお開きいただければと思います。

資料の左上、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえまして東京都は、いじめの防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考え、資料中央にございますように、平成26年7月に東京都いじめ防止対策推進条例を公布、8月に全面施行をいたしております。

ページを2ページほど戻りまして、こちらの142ページを御覧ください。

資料の左側に法、右側に条例とその関係を示してございます。

条例第9条には、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」の策定、第10条には、「本連絡

協議会」の設置、第 11 条には、「教育委員会の附属機関としてのいじめ防止対策委員会」の設置、そして、第 12 条には、知事が必要と認めるときに、重大事態調査の再調査を行うための組織として設置することができる「東京都いじめ問題調査委員会」が規定してございます。

144 ページにお戻りください。資料中央下にごございますように、条例第 9 条の規定に基づきまして、条例と同時に、東京都いじめ防止対策推進基本方針を策定しております。そこには、いじめ問題への基本的な考え方といたしまして、「いじめを生まない、許さない学校づくり」「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す」「教員の指導力向上と組織的対応」「保護者・地域・関係機関と連携した取組」が掲げられてございます。

条例に示す組織等の整備や基本方針の策定等によりまして、東京都におきましては、いじめ問題に対する重層的な責任体制を整備していると考えてございます。

続きまして、「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」について、その要点を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の端末の方の資料 2 に、この連絡協議会の規則を格納してございますので、こちらを御覧いただければと思います。

第 1 条の趣旨におきまして、この規則は、東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしてございます。

第 2 条における所掌事項につきましては、次の 3 点の事項につきまして協議するとしてございます。

第 1 は、都、区市町村、又は学校におけるいじめの未然防止、早期発見対処等、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項。

第 2 といたしまして、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項。

第 3 が、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項、この 3 点でございます。

本日、皆様にお集まりいただきましたが、第 4 条にありますように、委員の任期につきましては 2 年といたしてございまして、第 6 期の任期は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までとさせていただきます。

第 5 条の会長につきましては、協議会に会長を置き、皆様、委員の互選によって定めること、会長の方におかれましては、協議会を代表し、会務を総理すること、また、会長に事故があるとき等は、あらかじめ会長に指名する委員がその職務を代理することとしてございます。

第 6 条の会議及び議事につきましては、協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、協議会の理事は、出席者委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決することとなっております。

以上 2 点について説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

【福田主任】

続きまして、ただ今御説明申し上げました「本連絡協議会規則」に基づき、会長を選出していただきたいと存じます。

どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたかを御推薦いただきたいと思います。

御推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

【深井委員】

よろしいでしょうか。

【福田主任】

はい、よろしく願いいたします。

【深井委員】

私は、東京都民生児童委員連合会会長の深井と申します。よろしく願いいたします。

学校教育に造詣が深く、いじめ問題をはじめ、子供の健全育成、教育相談の専門家である有村久春委員を推薦いたします。有村委員は、平成26年から6年間にわたり、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員長として、東京都及び区市町村の教育委員会並びに都立学校及び区市町村立学校におけるいじめ防止対策の推進に御尽力されました。

有村委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

【福田主任】

ありがとうございました。ただいま深井委員から有村委員を会長に推薦したいとの御発言がございました。

では、皆様にお諮りいたします。

有村委員を本連絡協議会の会長に選任することについて、御意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【福田主任】

それでは、有村委員を会長に選出することに御了承いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

【福田主任】

では、委員の皆様の御了承がいただけましたので、有村委員が本連絡協議会の会長に選出されました。

それでは、有村委員、会長の席をおつくりいたしますので、移動をお願いいたします。

【福田主任】

では、早速ではございますけれども、有村会長から御挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【有村会長】

皆さんおはようございます。本当に至りませんけれども、会長ということでお受けいたしました。皆さんの会議の進行をうまく進められるように、また、先ほど教育長もお話されましたけれども、この10年来で東京都が進めた、都民全体を挙げて協議する場がこの場だと、連絡協議する場だと思っておりますので、皆さんの理解が深められればいいなと思っております。

至りませんが、どうぞよろしくをお願いいたします。

【福田主任】

ありがとうございました。

続きまして、規則に基づきまして会長より、会長の職務を代理する者1名を御指名いただきたいと思っております。有村会長、いかがでございましょうか。

【有村会長】

それでは、副委員長の指名ということでございまして、会長がするというのでございまして、会長の職務代理として本連絡協議会の庶務を担当されております教育庁の指導推進担当部長であります市川委員を指名させていただきたいと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

【福田主任】

ありがとうございました。

ただいま有村会長から、本連絡協議会の会長職務代理者として、市川委員が指名されました。

市川委員、前の方に職務代理者の席を御用意いたしますので、そちらに移動をお願いいたします。

(移動)

【福田主任】

それでは、市川会長職務代理者に御挨拶、よろしくお願いいたします。

【市川委員】

はい、ありがとうございます。教育庁で指導推進担当部長をしております市川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も教育庁としては、いじめ問題については、全力で様々な角度から取り組んでいるところでございますけれども、当然、学校を取り巻く様々な関係機関とも連携しながら、幅広く対応していくことがとても重要なことと思っております。ついては、委員の皆様のみならず連携を深めまして、その中で様々な方策を生み出していきたいと考えております。ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

【福田主任】

ありがとうございました。それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次第の4、協議に移らせていただきます。協議の執行は、有村会長にお願いいたします。

【有村会長】

それでは、協議を行いたいと思えます。

皆様、今日は29名中20名の出席ということで、貴重な会でございますので、皆さんから貴重な御意見を賜りたく思っております。進行に御協力をお願いしたいと思っております。

今日は、先ほど説明がございましたとおり、大きく2点に、皆さんから御意見を承りたいと思っております。

1点目は、都、区市町村における、自治体におけるいじめの防止等の現状と課題について、説明をお願いいたします。まず、「都、区市町村いじめ防止対策取組状況と課題」について、東京都教育委員会の取組について説明をお願いいたします。

【藤田課長】

はい。先ほどに続きまして、指導企画課長の藤田から、都教育委員会の取組について御説明いたします。

都教育委員会では、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を基に、平成26年7月、都内全ての公立学校を対象として、学校における具体的な取組を示したいじめ総合対策を策定いたしました。その後、平成29年2月、令和3年2月と改定を重ね、現在は、先ほど御覧いただきました「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、実効的な取組を推進しているところでございます。

資料3を御覧ください。

こちらは、昨年 11 月 28 日に、定例教育委員会で報告をさせていただいた資料でございます。

いじめ総合対策でございます「いじめ防止の取組を推進する六つのポイント」のうち、ポイント 4「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」ための取組を一層推進するため、都立高校生がいじめについて考え、協議する【高校生いじめ防止協議会】を実施いたしました。

昨年 11 月 2 日に開催した本協議会では、子供たちがいじめを見逃さない環境をつくることが必要ではないか等の協議内容で意見交換がされたところでございます。

例えば、学校で行ってほしいことといたしましては、グループワークの方法の工夫や事業を改善してほしい。また、生徒主体の行事を増やしてほしい。社会にお願いしたいことといたしましては、「生徒が主体的となる教育活動の推進」、「いじめ防止を身近に意識できるグッズを配布する」などが必要であるという意見が生徒から出されました。

いじめ問題を解決していく当事者である高校生委員の意見は、私どもは非常に貴重なものであるというふうに捉えており、自分たち、学校、社会にとって必要だと考える取組や在り方を「いじめ問題対策委員会」に提案し、都教育委員会の施策として実施してまいります。

続きまして、資料 4 を御覧ください。

本年 8 月に、条例第 11 条に基づく「第 5 期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」から、都内公立学校における「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」の取組状況の検証、評価等について答申をいただいたところでございます。

この答申では、資料 4 の「成果」「今後の方向性」にございますように、(5) 各学校が軽微ないじめを積極的に認知することができている。(3) ほとんどの生徒がいじめはよくないと認識していることは、小学校段階から継続的にいじめ防止に関する事業を行ってきた成果であると評価をいただきました。

一方で、「教員がいじめ問題に積極的に取り組めるようにするため、現在行っている研修や各学校での校内研修等の在り方を見直し続ける必要がある」、「学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携等を見直していく必要がある」などについて、今後、さらに取組の改善を図っていくことの必要性が示されました。

いじめ総合対策につきましては、【第 2 次・一部改定】の内容を受け継ぐとともに、学校等における取組の一層の推進、生徒指導提要（改訂）の内容を踏まえまして、時代に応じた内容となるよう、第 3 次へ改定中でございます。

いじめ総合対策【第 3 次】では、教員や保護者、学校関係者が広く参照できるよう、デジタルブック化を図り、子供たち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、行動できるように、いじめ総合対策の内容を校種ごとに、わかりやすく解説を加えた子供版も新たに作成してまいりたいと考えております。

いじめ防止等に係る取組をより実効性のある対策にしていくためには、学校と保護者、地

域の方々、関係機関等の方々との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えておりました。引き続き、皆様方とともにいじめ防止等の対策を推進してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【有村会長】

ありがとうございました。今、指導企画課長から説明をいただきました。特に、高校生に対する取組、それから、一部改定に対する具体的な話ですね。これからの協議の大きな柱にさせていただけるとありがたいと思います。

やはり高校生にとっていじめの件数は少ないけれども、非常に思考力も高まっている高校生の時期ですので、高校生の皆さんが、どういうふうにいじめ問題を捉えているかというのが非常に分かりやすくできておりました。

後ろにアンケート項目が出ていまして。これも非常にポイントをついた項目だというふうに理解をしております。私もあれを学生たちにちょっとやってみたいなというふうに思ったところがございます。

また、二つ目の改定について、今後デジタル化を図りながら、その校種ごとに子供版のいじめ対策の資料をつくろうということをごさいますして、子供目線というか、子供にとった政策を東京都が展開しているということについて非常に嬉しく思いましたし、学ぶところが非常に多くありました。

それでは、順次委員の皆様から、取組状況についてご紹介いただければというふうに思っております。

まず、最初に、関係機関や団体の皆さんから、それぞれの実態に触れながら、今までの話についてお話をいただければというふうに思っております。発言者の順でございますけれども、まず、江東区東陽小学校の佐藤委員、葛飾区の葛飾総合高校の櫛野委員、学校法人私立慶應義塾幼稚舎の杉浦委員、私学教育研究所の副所長本間委員。

そのまず4人の委員の皆様は、それぞれのお立場から御意見を賜りたいというふうに思っております。

まず、佐藤委員の方からよろしくお願いたします。

【佐藤委員】

東京都の公立小学校長会の副会長をしております佐藤友信でございます。

本日の会に出席するに当たり、非常にこの問題、いじめの問題については、時間的な経緯的なものからしてもかなり根深い、そして、継続的に解決していかなければならないものであるなというところで、思いを新たにしているところでございます。

小学校の方としては、子供主体でいじめを考えていこうという機運が東京のみならず、全国的にも広がってきているのも感じているところです。

子供たちも各クラスの中でいじめを起こさないということをキーワードに、どのようなテーマでいくかということ全校の前で発表したりですとか、中には、クラスの中で小さい学年ながらもお悩み相談所みたいなものを取り組んでみるような学級が出てきております。いじめというものを、ただ単に傍観するのではなくて、子供たちが自分の中で起こさないでいこうという動きが深まってきているのではないのかな、高まってきているのではないかなと思います。このあたりは、東京都をはじめ、総力を挙げて取り組んできている意識の向上の成果であると思います。

一方で、高学年になると、SNSとか、そういった表には見えにくい部分というものが非常に複雑になってきていきます。いじめとしての要因の一つとしてかなり強いものになってきているんじゃないかなという危惧をしております。

いじめ等が起きた際に、双方が解決していくためにということでの保護者の理解も大事になってくるのですけれども、ある保護者においては、そういった話を拒否する、「そういうものは学校で済ませてください」と当事者意識として、保護者の意識がなかなか受け止められないでいるということについての課題が挙げられます。

カウンセラーの方も、東京都の方で学校に配置をしていただき、子供も大人も相談できるようになってきたところで、かなり充実しております。こういった人的支援もありますので、この支援を生かしながら、東京都全体のみならず、日本全国でこういった問題に関して、子供とともに主体的に取り組んでいく環境の場が必要です。

それを保護者にもしっかりと伝えていくことが必要じゃないかと考えております。

その中でSNSの問題は看過できない部分があるのではないかと考えています。

以上です。

【有村会長】

佐藤委員、ありがとうございました。

今の佐藤委員から、子供主体で考える、いじめを起こさないという未然防止に非常に力を入れているというお話が一つございました。

それから、大きく課題として、SNSの問題ですね。高学年で特に気になるということ。

それともう一つは、保護者への対応ということでございました。いじめ問題があったときに、特に小学校では、子供の問題なんだけど、保護者問題にすり替わってしまっている。

子供不在のいじめ問題が学校体制を悩ましているという現状をお聞きすることができました。

また、カウンセラーの大切さですね。

先ほど企画課長がお話しされた高校生の中でも、高校生もカウンセラーについて非常に重要に扱っていますね。カウンセラーの存在を高校生も意識している。

その辺りも非常に示唆のある御提案をいただいたというふうに思っております。

佐藤委員、ありがとうございます。
続きまして、榎野委員、お願いいたします。

【榎野委員】

葛飾総合高校の校長の榎野と申します。よろしく申し上げます。
私の方からは、具体的なお話をさせていただければというふうに思っています。
都立高校においては、年間3回、いじめアンケートを実施しています。
その3回というのは、学期ごとに1回、一学期、二学期、三学期と行うことを基本として
おります。

昨年度、生徒から「紙でアンケートを実施していると、紙に書いていると周りから「何かあるんじゃないか」と詮索されるので、紙ではなくてICTを活用してほしい」という申し出がありました。

東京都の場合はT e a m s やF o r m s が活用されていますので、前任校ではF o r m s を使って、スマホから、自宅でも学校でもできるような体制をとりました。

それによっていろんな意見が上がってきまして、いじめ対策会議は、アンケートに基づいて、年間3回行うことになっています。

それとは別に個別対応ということで、生徒、保護者から申出があればその都度開催していくという状況になっています。

最近の傾向としては、SNSでの悪口やグループLINEから外されるといったような傾向があります。

面と向かって、何かしたり、物を隠したりというものではなくて、ネット社会なのでSNSへの対応というのが、今の時代、私たちは迫られているのかなというふうに考えています。

そのため、年間1回、SNS等の使い方を含めた指導を実施しています。

これは警察等の関係機関と連携して毎年必ずやっているものになります。

そして、教職員に対しては、「いじめは、必ずどこの学校でもある」というスタンスで、アンテナを張るように指示をしています。

特に、認知件数がゼロということは、逆にそれは問題ではないかという認識を持つように、校内研修を行っています。

例えば、どういうところでアンテナを張るかということ、登校時、生徒が登校してくるときの挨拶の様子や、ショートホームルーム、高等学校の場合には給食がありませんので、昼食時にどのグループの生徒たちとご飯を食べているか。

期間を空けて覗くと、その子がまた仲間外れにされていたりとか、その昼食のグループによって、「いや、もしかしたら」というようなアンテナを張り、変化がないかを観察するようにと指導しています。

いじめではないか、という申し出が生徒・保護者からあった場合には初動が非常に重要に

なります。寝かしましようとか、様子見ましようというのは、一切駄目だということで、すぐに対応するということ。

そして、スクールカウンセラーとの情報共有化をしているというところです。

私からは以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。

高校生はスマホが常態化していますよね。

この件について、私も学生たちと驚くことがあるのですが、大学の教員を26～27年やっているのですけれども、最初の頃というのは、授業を始めるときにまず「携帯しまいなさい」という指導をしたのですけれども、今はもう常時携帯電話を出しておくのですね。そこで、携帯電話はやスマホを出して、情報を検索しながら学生たちは授業を受けると。スマホにおける生徒たちの対応というのはすごく重要な指摘だと思うのですね。

それから、非常に具体的な話で、お昼時に子供たちのグループ、生徒たちのグループの様子を見ていて、外されている子がいないか等いじめの兆候をさぐるのに非常に重要な指摘だと思います。

そして、警察との連携とか非常にきめ細かな学校での取組を御紹介いただきました。初動対応の大切さですね。非常に重要な指摘をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、私立の慶応の幼稚舎の杉浦先生、よろしく願いいたします。

【杉浦委員】

東京私立初等学校協会理事、慶應義塾幼稚舎の小学校で、校長を務めております、杉浦と申します。本校の取組について御説明させていただきます。

学校法人である慶應義塾には、大学につながる一貫教育校として二つの小学校、三つの中学校、五つの高等学校を有しています。このうち、高等学校の一つであるニューヨーク学院高等部を除いた計9校から、担当者が出席して、一貫教育校のいじめ問題の連絡会というのを組織しています。

この連絡会では、各校からの事例の紹介、情報交換、そのときの対応、さらには、児童や生徒、教職員、保護者など、様々な観点から組織して解決につなげています。

年に三回ほど、開催をしているところです。

慶應義塾の中に法務部という事務部門が設置されておりますので、訴訟等に発展しそうな場合や、また、実際に発展した場合の対応などで連絡を取合い、実際の弁護士さんから意見や助言をもらうということも併せて、慎重に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

やはり、成長過程にある児童、特に小学生というのは、勢いでやってしまうことがあり、自制心もなく、それがいじめにつながっていることが悪いということもわからず、何でもか

んでも突っ込んでしまうということもあります。

成長過程にあるもので、学校生活を送る上でいじめはどうしても発生するというように、教員側がよく把握して、いじめと疑わしいことでもまずは認知して、初期対応に留意するということが、今、一番必要ではないかと思っています。

私どもの小学校の中でも、いじめ防止法を生かして組織で対応するということを念頭に上げており、いじめ対策委員会というものを設置しています。これは、「いじめの防止、早期発見、それから対処する組織」として、計10名の教員を中心として、いじめ発生時に連携して対処できるように進めています。

また、いじめは、それぞれの心に傷を残します。例えば被害者という言葉はあまり使いたくないのですが、いじめられる子、それを見て是認して周りではやし立てるような子供。それから、実際に傍観している子供。

この傍観している子供というのが、いかにものを見ているのか。

本来であれば違うと思って、仲裁者なり通報者にならなければいけないのですが、なかなか言い出すことができない。

いつの間にか自分が加害者的な立場に立ってしまうということもあるものですから、早期発見と同時に、なるべく人間関係を把握して、できる限り心のケアに努めるということは今取り組んでおります。

ヒアリングを何度も重ねなければいけないこともありますし、誰がどこでどういうふうにしてたのかということ聞き取ることは非常に根気強く、時間がかかります。そういうところからも、単に「いじめはいけない」という言葉だけで片付けられないので、「何がどうしたか」ということを把握するというのも非常に力を入れています。

また、いじめを許さない学級風土をつくるということにおきましては、これについては、私どもで新たな試みを始めました。安心して相談できる仕組みの構築です。

私どものところに来てくださっているスクールカウンセラーは、臨床心理士と公認心理師の資格をお持ちなのですが、まずは、6年生に「みんなの安全を守るための話」という講義をしていただきました。

これは、みんなの安全を守るということで、特に今回は、「境界線」というテーマの話なのですが、私とあなたを区別する線というのはどこにあるのだろうという話です。

自分のこと、もちろん相手のこと、こういったことを知っていくということも今の子供たちに必要ではないかというふうに考えております。

決してこれは単発ではなく、学年や成長段階に合わせて発展的に実施することを考えており、今は6年生から始めましたが、来週は5年生が実施します。

スクールカウンセラーや私どもは、心の発達相談というものを開いており、愛育病院から先生が来ていただいているのですが、その方の知見もいただきながら、講義によっていじめの未然防止につながるような内容を取り入れております。

道徳の授業とか、そういったことだけではやはり難しいので、専門家の方がより知見を活

用していただき、いじめ防止などに対する早期解決、そういった新たな試みとして始めているので、拡充、発展してやってまいりたいなど、思っているところであります。

以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。杉浦委員からも、私学としての取組、特に、一貫教育の大切さですね。一貫教育で校種ごとに連絡協議会をお持ちであると。

とりわけ弁護士の先生に知見をいただくとか、あるいは、専門的なケアをする。

小学生の人間関係の大切さ、自他理解の大切さについても触れていただきました。

安心する学校風土をつくることですね。

とりわけ発達ということをすごく大事にされて、子供の一人一人のケアに目を向けられているという御指摘もいただきました。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、私学教育研究所の本間先生、お願いいたします。

【本間委員】

はい。おはようございます。東京私立中学高等学校協会という東京の私立学校、学校法人だと 240 弱なのですけれども、中学と高校を別々にすると 400 以上ある私立学校の連合協力隊です。

その中に私学教育研究所というのがありまして、25 の委員会をつくって、その私立学校全体の経営と教育を両面から研修をしております。

そのような現状を報告させてください。

まず私立学校の場合は、いじめを起こさないようにするために、3つのフィルターを考えています。

1つ目は、なんととっても制度的な環境整備。

2つ目は、学校の中だけではなくて、学校は他の団体といろいろな連携をしていますから、教師と生徒、生徒と生徒、教師と保護者、教師とここにいらっしゃる皆様の機関との連携もあって、その制度的というよりは人間関係、信頼関係づくりというもの、そのフィルターをきっちりにつくるということ。

3つ目は、先ほど高校生の話が出ていましたけれども、生徒のみならず教員の内面的な倫理感ですよね。

私立学校の場合は建学の精神というものがあります。

いろいろ言葉は違うのですけれども、成り立ちからいって、儒教と仏教の精神。

要するに、「人のために何かしなさい」という、自分が中心ではなくてという考え方の学校のグループ。それから、「自分がしてほしいと思うことを他人にもしなさい」というキリスト教的な考え方。

若干似ていても違うのですけれども、基本的にはそのどちらかの精神で、これを融合して、自分も高めていきながら、社会に貢献できるような人間になろうねという、そういう倫理感が建学の精神として共通して、協会の方では持っています。この3つのフィルターをどういう具合に達成していくかということで、研修が行われています。

まず、制度的な環境について、実はいじめの起こりやすい状況というのは、教員が校則だけで頑張ってしまう。そこで、起きているということがあります。

それから、もう一つは、教員それぞれの哲学観が違うので、要するに、人間関係をつくるときにずれが起きて、そこで、自分が生徒のためにと行って行っていることが、実は、いじめや合理的配慮というものを見失っているということがあります。

したがって、校則やそれぞれの倫理観だけではなくて、やはりリーガルマインドというところに行かざるを得ない。

ところが、学校はこのリーガルマインドが非常に欠落しています。

例えば、SNSで名誉毀損というのを生徒が訴えられてしまったときに、多くの教員はそれは民事の損害賠償で終わるだろうと高をくくっています。

ところが、それが刑事事件で起訴されるということになった場合、もうその子は学校では救えないというところまで行くわけですね。

ですから、リーガルの知識とかリーガルなマインドというものを教員も、高校生もその法律も学ばなくちゃいけない。

ところが、これは学習指導要領の中にはないのですよね。

そこで、私立学校は、強力なスクールロイヤー組織を弁護士の方たちにつくっていただいて、理事長、校長会、教頭部会、それから、教務運営、そういった経営に関する研修をやるときに、必ず弁護士の方に、事例ケースだけではなく、どういうマニュアルが必要なのかを講義していただいております。

それから、合理的配慮というのも義務化されましたので、昨年11月30日に、東大で朝日新聞社と協力して、200名の教員が集まり、合理的配慮についても一度改めて向かい合うということをやっております。

合理的配慮というのが、一応障害者が対象なのですが、困りごとを持っている生徒や困りごとを持っている教師、困りごとを持っている保護者が全て適用できるわけですね。

合理的配慮ということをもう一度見直して、研修をやっております。

2番目のフィルターですけれども、人間関係。

要するに、学習に関して遅れていることによって、実は格差が起きています。

それが抑圧になります。

そして、先ほど高校生の会議で、「授業の改善をしてくれ」というのがあったのですが、やはりそのとおりであると感じます。一方的に知識を投げられているということは、知識は権力ですから、そういう授業はやめていこうという、そういう流れになっております。

いじめというのは、力関係で起きてしまう、その格差で起きてしまうので、人間関係は実は授業の中で崩れていくということもあります。ただ、それは、教員は気付きません。

だって自分はいいと思っているから。知識を教えることはすばらしいと思ってやっているわけですから。

したがって、そこにアクティブラーニングだとか、プロジェクトラーニングとか、探求というものを授業の中に入れていこうとか、一見その授業が知力の方でランクアップしているのだけれども、実際には、そこにフラットな対話が生まれるので、人間関係というのを再構築するというのは授業の中でできるのではないかな。

それが教育研究所の研修の教育の各教科、いろいろなプロジェクトの部会での研修そのものも、ワークショップをとおして、それを学校で何とか浸透していこうという形になっています。

それから、3つ目のフィルターですけれども、この建学の精神に関しては、やはり学習指導要領には決定的に欠落している。

欧米ではたくさんありますが、哲学や、イギリスのように思考力そのものを鍛え上げるような教科、そういうイベント、それを部活だとか、それから文化祭だとか、そういうところに、ただスローガンとして建学の精神を置くのではなくて、どうやってその中で生まれていくようにしていくのかという話をして、この3つのフィルターを充実させていこうという動きになっていますが、なかなかうまくいかないというのが現状です。

以上でございます。

【有村会長】

はい。貴重な意見をありがとうございました。

3つのフィルターから非常に私学独特の研修のやり方とかお話をいただきました。とりわけリーガルマインドの大切さであるとか、あるいは建学の精神ですよね。

都立学校、あるいは、東京都の公立学校の場合も、東京都の教育方針だとか、そういうことを踏まえての教育です。しかし、私学の場合は建学精神がすごく重要な意味を持つのだなということを理解させていただきました。

ありがとうございます。

続きまして、公立学校の設置者である教育委員会の取組について伺いたいと思っております。東村山市教育委員会教育長村木委員よろしくお願いたします。

【村木委員】

皆さん、おはようございます。都市教育長会を代表しまして、この会議に出席をさせていただいております。今、会長から御紹介がありました東村山市教育委員会の村木と申します。よろしくお願いたします。

私の方からは、東村山市におけるいじめの現状とそれに対する対策、そして関連する取組、

さらには課題ということで、3つの点に絞って少しお時間をいただいております。

東村山市は、児童・生徒を合わせて1万300人ほどが在籍をしております。小学校が15校、中学校が分校を含めて（分校というのは自立支援学校のことです。都内には2校あります）8校あります。実際に、小学校の児童6,800人程の中で、ここ数年いじめとして上がってくる案件は、だいたい130件から140件で推移をしています。

中学校の方はおよそ3,500人程の中で、110件から120件で推移をしているという状況です。

いじめの端緒ですが、小学校ではアンケートの回答が最も多いです。中学校ではアンケートの回答と本人からの訴えが多いです。児童・生徒が悩みを相談しやすい、あるいは訴えやすい、そういう環境は構築できていると思っています。詳しいことは、後ほどお話をしていきたいと思います。

その一方で、いじめの定義に基づき学校や家庭が、積極的かつ適正に実態を認知する取組については、学校間で認知件数に差があるのが市の課題の一つであると捉えています。定例の校長会や副校長会ではいじめや不登校についての課題解決に向けて話をしていますが、学校の取組には温度差があり、数字に出ているといえます。

市の対策の特色として、当然のことながら、東村山市いじめ防止等の基本方針に基づいて進めていますけれども、未然防止、早期発見、早期対応、この3つのフェーズの中でも未然防止と早期発見に力を入れて取り組んでいます。

最も力を入れている未然防止として、子供の居場所づくり、絆づくりに関わる活動に力を入れています。

それから、子供の視点に立った相談体制の充実です。都費のスクールカウンセラーは、週に1日配置いただいております。残念ながら市の財政状況が厳しいので、市独自のスクールカウンセラーは配置できておりません。それ以外にはスクールソーシャルワーカーを市独自で4名雇用しております。

また、後ほど資料として説明があるのかなと思いますが、SNS上での誹謗・中傷対策として東京都のファミリーeルール、この活用が本市では形骸化されていたので、昨年からは、改めてしっかりと使っていこうと各学校で活用し始めています。

いじめの重大事態に対する平時からの備えでは、子供たちが回答しやすいチェックシートを市独自に開発し活用しております。これについては、後ほどまた詳しく触れたいと思います。

次に、早期発見ということでは、東京都のふれあい月間に基づいて調査も行っております。調査項目を少し工夫しながら、市独自に年3回、いじめの実態調査を行っております。回答は児童・生徒に配布しているタブレットで集計をしております。

大きな特色の一つは学校生活意識調査です。これは、「学校が楽しい」とか、「身の回りに相談できる大人がいるか」とかを小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒に対し

て、秋に意識調査を行い、子供たちの状況について課題を把握しているところです。

最後に、早期対応としては、初期対応のフローチャートに基づいた取組です。教育委員会の中には、いじめ問題調査委員会を設置していて、そこに弁護士の方1名に入っています。定例会では年2回の事例検討会を行っています。学校では判断が難しい、あるいは、対応が難しい事案について、重篤な案件になりそうかを事前に御意見いただき、協議しています。学校が重篤であるかどうかを判断するのは非常に難しいケースもあるので、法律的な視点、医療の視点等から御意見をいただき、教育委員会を通して学校に返しています。

関連する取組としては、子供たちの命を守る学校の居場所づくり、絆づくりです。学習したことが活かされないといけない。つまり、心豊かな居場所になるようにすることが学校の大きな役割だと思っています。今、学びの質がどうなのかなという課題も感じています。学校は、学ぶことによって理性も磨かれていくものだと思います。学んだことが活かされるようにするということが、私達の役割として大きいと思っています。

そういったことを踏まえて、子供の権利を大切に、子供たちが意見を表明できる機会を作ることに力を入れています。具体的には、自然体験や交流活動の機会を増やし、社会参画の機会を増やしていくことです。

12月には市内7校の生徒会の子供たちが集まって、生徒会サミットを開催しています。昨年の生徒会サミットでは、「自分たちの居場所づくり、絆づくり」をテーマにし、中学生が主体的に地域社会に参画できる、地域社会で自分たちも何か協力できることはないかという視点で話し合ってもらいました。その話し合いの様子は小学校の6年生にも傍聴してもらっています。

それから、東京都で唯一の特別活動の指導教諭が本市にはいますので、彼の指導力を活用して、児童・生徒の意見表明についての具体的な取組を先生方には教員研修会で学んでいただいています。

また、2月の1週間を「東村山市いのちとこころの教育週間」として、全校が取り組んでいただいています。更には、SDGsのパートナーの認定校として23校が市の認定を受けていますので、単に教育課程に位置づけるだけではなく、子供たちが、具体的に行動する取組に力を入れているところです。

いくつかの課題もあります。一つは、いじめを重大事態にしないための対応です。このことは非常に難しく、先ほど本市のいじめの件数を申し上げましたが、だいたい小学校では20件程、中学校で10件程が重大事態になる可能性の案件です。いじめの重大事態にしないための取組を教育委員会と学校とでどのように解消に向けて解決を図っていくのかは非常に難しいと感じております。

困難な状況にある児童・生徒の課題、さらには、保護者対応に向けては、法律の専門家の助言が必要であると痛感しています。本市は、スクールロイヤーの導入ができていませんが、いじめ問題調査委員会に出席をいただいている弁護士にはご助言をいただきながら、課題解決に向けて取り組んでいる状況でございます。以上です。

【有村会長】

はい。ありがとうございました。村木委員から、東村山市の実情を詳しく説明いただきました。とりわけ市の中で調査委員会を持っている法的な面から、心情的な面、特に学校に判断を任せるといふことの難しさですよね。ここのところは、すごく教育委員会の指導が発揮されているのではないかと理解したところです。

それから、学びの質ですね。これは非常に重要な指摘だと思います。

最後におっしゃっていた、特別活動の指導教諭について東京都では、いろいろな専門家の指導教諭の先生が各学年で活躍しているというのは私も実態を知っているのですが、その実情というのは、一緒に特別活動支援にあたっていると。これは、御存知のように学習指導要領でも、特別活動の体験というのがいじめ予防のキーになっているということが謳われていますので、大事な指摘をしていただいたと思っております。

続きまして、保護者の方からの協力ということで、とりわけPTAの組織のお立場で御意見賜りたいと思っております。

最初に、東京都公立中学校PTA協議会の関口委員からお願いいたします。

【関口委員】

東京都公立中学校PTA協議会の関口と申します。よろしくお願ひいたします。

当会としましては、昨年と一昨年とも申し上げたのですが、なかなか「いじめ」という情報が入ってこないというところですかね。不登校ということは、いろいろそういった部分では聞かれやすいということがあるのですけれども、「いじめ」がなかなか入ってこないところが現状だと思います。

今回、学校の方と教育委員会の話を聞いていまして、昨年と比べて、「いじめ」に関して、要は認知するという部分の強さをすごく感じた次第です。いじめの件数がないということはおかしいということ。

昨年、一昨年も話が出ていたと思うのですが、先ほどの東村山市教育委員会の委員からも、やはりその認知件数が少ないだとか、ないとかというところが、やはり学校現場においても、若干差があるというのは、なかなかいじめに関して認めたくないという部分の方がやはり残っているところがあるのかなというのは感じております。

実際問題、その現場としまして、私ども地域の方との連携等もあり、学校からそういった「いじめ」だとかのことに、一昨年まで正直、一切聞かされることはありませんでした。地域との集まりもありますけど、学校側からは「不登校」や「いじめ」があるかどうかということに関して触れられたことがなかったのですよね。今年になりまして校長先生が替わりまして、その校長先生から「これが今の現状です」ということで、地域の方にもやはり理解していただくような説明がありました。一緒にやっぱり何とかしていきたいという部分で、そういうところが明らかになっていることによって、今までも多分あるだろうなとい

うのは当然、保護者にしても、地域にしても思っているのですけれども、それが実際に、これだけ「いじめ」の件数が、アンケートで共有していただくことにより、どういったところで発生しているのか、どういったことが多いのか等、教室の中で進めていこうという部分は気運が生まれ始めていると思うのです。それだけに、この「いじめ」があるということを守るのではなくて、やはりあるということを確認ということが、その先の解決には、保護者にしても、地域にしても、解決につながっていくのかなというところは感じるころです。

そういった中で、学校によって差があるということは、やはりそれはあるのだろうなど。だけど、認知を高めていかないことには、次のステップにはいかないのかなというふうには感じております。以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。いじめの情報とか不登校の情報がなかなか入ってこないというのは、あまりいい言葉ではないのですが、隠したいということがちょっとあるのかなというふうにも理解するころです。やはり校長先生が替わると学校が変わる、認識が上がってくるという指摘ですね。それから、地域との連携の大切さという、その2点について触れていただきました。続きまして、東京都公立高等学校PTA連合会植茶委員、お願いいたします。

【植茶委員】

東京都公立高等学校PTA連合会の副会長をしております植茶と申します。よろしくお願ひします。今回参加をさせていただくにあって、複数の学校のPTAの方にもちょっと御意見をお伺いしてみたのですけれども、PTAとしていじめの対策を何かやっているかと聞かれると、皆さんPTA団体としてはやっていないという学校が多くありました。

ただ、その中でも、やはりスクールカウンセラーの先生との連携を取って、相談会や、懇談会みたいなものを実施しているという学校がありまして、私の娘が通っていた学校でも文化祭のときに、ブースをつくって相談会を実施しておりました。複数の保護者の方が参加してくださり、すごく好評でした。ですので、スクールカウンセラーの先生と保護者が接する機会というのも、すごく大事な機会なのだなというふうには考えております。

お子さんだけでなく、保護者も含めてのメンタルケアとかもすごく大事だなと感じていまして、実際、東京都公立高等学校PTA連合会の方には、当事者の保護者ではなく、周囲の保護者の方から、お子さんが通っている学校でいじめがありますと。ですが、どこに相談したらいいのかわからない、こういうときに誰に相談をして、誰が助けてくれるのかわからないというようなことで相談の御連絡をいただくことがあります。

教育委員会を御案内させていただいたりしているのですけれども、そういった困ったときに誰に相談したらいいかわからないという保護者やお子さんはずごく多くいるのではないかなと考えております。

私の子供も中学のときにいじめに遭いまして、不登校になりました。もう今 28 歳にはなっているのですけれども、いまだに対人恐怖症という形で、働くこともなかなか続かないような形にはなっています。そういったことも含めて、やはりメンタルケアというところをすごく対応していただけたらいいなと思うところと、今回この会に参加してみて、子供が通っていたのは、千葉の方の学校だったのですけれども、その頃はやはり先ほど関口委員もおっしゃられていたように、いじめがあるということを知らない学校と地域というのはすごく感じていましたので、そういったところがサポートしていただけるといいなというふうに感じております。以上です。

【有村会長】

植茶委員から、スクールカウンセラーとの連携という非常に大事な指摘をいただきました。それから、不登校につながるケースが非常に多い。高校生の発達にとって、生涯にわたってこのケアの必要性というのを説いていただきました。ありがとうございました。

続きまして、特別支援学校 P T A 連合会会長の渡邊委員をお願いします。

【渡邊委員】

都の特別支援学校 P T A 連合会会長の渡邊です。よろしくお願いたします。

本日は、学校側の取組と併せて報告、発表とさせていただきます。東京都特別支援学校 P T A 連合会では、各障害種別の各学校でいじめについてのアンケートを実施されています。いじめ相談に関するパンフレットの配布も充実しており、その他、面談等でも何か異変がないか、気になることはないかという、他人からのきめ細やかな聞き取りも実施されています。P T A 内での活動といたしましては、P T A 内での学習会の議題で取り入れたり、外部講座の共有をしたり行っております。

今後の課題としては、やはり障害のないお子さんとの学校に比べて、母体数がまだ少ないということもありますので、生徒や保護者、学校との密な関係が作りやすいということで、いじめ早期発見、いじめをより見つけやすくなるんじゃないかなとは思っております。

また、今回の皆様のお話を聞いていて、ここからは一個人、保護者の立場からの意見にはなるのですが、P T A という立場から、保護者に当事者意識を持つよう呼びかけやアピールすることも大切なのではないかな。保護者によっては、自分の子がそういった立場になることはない、そういったものは受けないという意識を持っている方はいらっしゃると思います。しかし、自分の子供がいつ加害者や被害者という立場になるかは、今後分からないと思いますので、早い段階から学校側だけでなく、保護者がより自分たちの子供が学校でどう過ごしているか、他者とどう関わっているのかをより真剣に考えていくべきではないかなと思います。以上です。

【有村会長】

ありがとうございました。非常にとりわけ各障害種別に、その面談とかPTAの活動に取り組まれているという実態を御報告いただきました。とりわけ課題として当事者意識ということですね。今、治療的な面でも当事者治療という言葉もあるように聞いておりますけれども、当事者がどういうふうに思っているかという。私達も客観的に当事者になるということもすごく大事なことだし、当事者そのものが、その人がいろいろ自分のことを考えるということが大事だろうという、保護者との関わりについてどうするべきかという視点を非常に重視した取組をされているということでした。

ここまでで、皆さんから御意見ございますでしょうか。

(深井委員挙手)

【有村会長】

はい、どうぞ。深井委員、お願いします。

【深井委員】

民生委員の深井です。子供に関しては、民生委員は平成6年4月1日から主任児童委員というものを置いて、0歳から18歳までの専門的な子供に対しての関わりのある民生委員を置きました。普通の民生委員は0歳からお亡くなりになるまでのことをケアいたします。主任児童委員というのは、主に幼稚園、保育園、小学校、中学校ぐらいまでに関わりを持ちます。ただ、学校側からの連絡というのはほとんどありません。児童相談所、子供家庭支援センターからの依頼があって、それでようやく関係を持てるのです。近所に必ずいる民生委員だから、もし連絡があれば見守りということが存在ではあると思うので、活用してほしいなと思います。

親と子供の関係性というのはすごく重大で、親の虐待から非行に走るというところが多々あります。15年ぐらい前に、文部科学省が子供に対して、「何か問題ありますか」というアンケートを出したときに、「お母さんから虐待を受けています」という子供からの投稿があって、それを見守ることになったのですけれども。ただ、お年寄りをケアするのと違い、子供たちの事はやっぱり黒子に徹しなきゃいけない、あまり刺激があった行動を取れないということが主体なので、なかなかジレンマがあります。ただ、やっぱり近所における子供の活動をよく見ることができるということに関しては、お手伝いできることがあると思っております。

【有村会長】

はい。非常に貴重な意見、ありがとうございます。主任児童委員という性質について教えていただきました。今、深井委員からおっしゃっていただけて分かるように、なかなか連携ということの難しさですね。ここにもし、困っているお子さんがいたら、専門家の方々ほど

のようにその人を見るのか。

その視点はすごく大事にしていかなければならないと思います。それから、学校からも連絡はほとんどないという話がありました。

【深井委員】

そうなのです。だいぶ前から比べたら、多少連絡はあります。でも、以前はありませんでした。

【有村会長】

関わってくれる、見守ってくれる人がいるので、積極的に「困っているんですけど」と、すぐその援助の手を自分から差し伸べるにはいいことだと思います。

協議の二つ目に入りたいと思いますけれども。解決に向けたその関係機関、団体との連携強化について。

まず東京都教育委員会から説明を聞きたいと思っております。

では、よろしくをお願いします。

【藤田課長】

それでは、引き続きまして、私から御説明申し上げたいと思います。東京都におけるいじめ防止等に関する連携について、一部ではございますけれども、御説明申し上げます。

また、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の上巻ですね。こちらの13ページを御覧ください。いじめ問題の背景、非常に、これは従来見えにくいもの、また、複雑化、多様化する中で、やはり学校がいじめを迅速に、また、的確に解決できるようにするために、ポイント6「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」というように、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応することが非常に必要であるというふうに、私どもは捉えております。

学校は、日頃から地域や関係機関等々、「学校いじめ防止基本方針」の内容や学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、また、課題解決に向けた方策について協議するなど双方向の関係づくりに努めております。

現在、都内全ての公立学校には、学校サポートチームを設置してございまして、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通しまして、関係者が一丸となって被害の子供を支援したり、また、加害の子供の反省を促す指導を行ったりしてございます。

重大性が高い事案への対応といたしましては、例えば、暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきと考えられる事例につきましては、所管の警察署や児童相談所等と適切に連携することが重要でございます。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合と被害の子供の生命、身体、又は財産に重大な被害が生

じる恐れがあると考える事例につきましては、ためらうことなく、直ちに所管警察署に通報し、援助を求めよう、学校の方には重ねて周知をしているところでございます。

被害の子供の安全を確保し、加害の子供の更生を図るという観点で、警察や児童相談所等との連携は重要であり、引き続き、社会全体の力を結集して、いじめ問題への対応の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

【有村会長】

ありがとうございます。協議の2についてのお話がありました。とりわけ社会全体で取り組むということについて触れていただきました。ありがとうございます。

今の問題提起を踏まえながら、御指摘をいただければと思います。

続きまして、関係機関の取組として、東京公認心理師協会上野委員、東京都保護司会連合会松本委員、東京都民生児童委員連合会深井委員の順でお話を伺いたいと思っております。

【上野委員】

はい。着席したまま失礼いたします。東京公認心理師協会の上野と申します。現在、全公立学校にはスクールカウンセラーが入っております。来年度から、特別支援学校にも全校配置されるというお話が出ております。そのスクールカウンセラーの多くが当協会の会員です。協会としては、そのスクールカウンセラーのバックアップ、研修会を開いたり、困難ケースについての事例検討会、相談会などを実施しております。また、スクールカウンセラーとは別なのですけれども、協会がこども相談室、電話相談をほぼ毎日行っております。先ほどお話がありました、どこに相談したらいいのかというような御相談も承っております。当会としては適切どころへ情報提供をして、ぜひ相談をするようにということをお話をさせていただいております。

スクールカウンセラーですが、平成26年度より東京都の事業として、全員面接というのを行っております。小学校5年生、中学校1年生、高校1年生に、スクールカウンセラーが全員面接をするということを毎年行っております。この全員面接の中で、虐待ですとかいじめですとか、子供たちが相談してくれることがあります。そういう案件が出てまいりましたら、学校と協議してすぐ対応するというのが今のやり方となっております。

その他、各学校で、いじめアンケートをとってくださっております。それも情報共有して、私どもも聞き取りに動いたり、確認をしたりということをやっております。

学校によってはQ-Uテストという学校生活の適応についてチェックする調査をやっているのですね。その結果からも孤立感が強いとか、学校への不満足が強いというような方々をチェックして、先生方と一緒に注意して見ていく、ケアをするということで対応しております。スクールカウンセラーの対応というのはそんな感じでやっております。

また、課題が大きい場合、やはり各機関と連携することがあります。もちろん、校長先生

の指揮下ではございますけれども、医療機関や児童相談所、警察に助けをいただくことがあります。なかなかSNSの被害やグルーミングみたいな、犯罪に巻き込まれるようなケースもございまして、こうなると学校では手に負えませんので、近所の警察ですとかに対応していただいております。

いじめをする子たちは、大抵御本人たちも何か課題があることが多くて、虐待ですとか貧困ですとか、あとその他ヤングケアラーであるというようなこともございますので、被害を受けたお子さんたちのケアはもちろんですけども、加害をした子のケアも重要な仕事の一つとなっております。

スクールカウンセラー制度も30年になるのですが、私も長くやっておりますが、先生方のいじめ認知の意識や対応については、過去と比べたらお上手になってきていらっしゃると思います。それは不登校もそうです。ただ、社会の変化ですとか、コロナとかもございましたので、どうしても不登校ですとかいじめの数が増えているなという印象は受けます。特に、コロナの後、今はもう距離を取らなくてもよくなったのですけれども、その距離を取らない時間が長かったために、距離が近づいてやり過ぎてしまうというお子さんたちの対応も見られます。そこら辺は、学校の先生と協力して、予防教育なども実施しております。

当協会の課題としましては、スクールカウンセラーについては週に1回だけなので、大きい学校ですと、全て相談で埋まってしまって、子供さんたちの相談を十分聞き取れないという状況がございます。「今、話を聞きたいんだけど、もう次の方の予約が入ってるので内容だけ聞いて、じゃ、詳しいことは来週ね」と言わざるを得ないというような状況がありまして、対応が遅くなってしまふのが非常に苦慮しているところです。

また、協会としましては、いじめ重大事態、不登校重大事態がかなりの件数立ち上がっております。第三者委員会の委員の推薦がかなり多数来ております。しかし、これも誰でもいいというわけではなくて、有識の方を探してお願いするというので、かなり推薦者の選定に苦慮しているという現実がございます。はい、以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。スクールカウンセラーの状況について詳しく教えていただきました。学校の先生の対応が上手になってきたところは、東京都の成果だと思っております。

そういうことを言っていていいかどうか分かりませんが、私が知る限りでは東京都は全国一スクールカウンセラーに手厚い対応です。予算的にもしっかり対応してくれているのですね。それがこの相談に非常に関わっていると僕は思っています。

それから、重大事態への対応も非常に多くなっているということですね。どうしても、心理面接をする上では、スクールカウンセラーの役割は、専門性が高いので、先生方の人的な対応で非常に日々いろいろな忙しさがあるなというふうに理解しました。

続きまして、東京都保護司会連合会松本委員お願いをいたします。

【松本委員】

よろしくお願いいたします。

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の上巻13ページのところに、「保護司」というのが載っておりますけど、今まであまりこういうところに、保護司という職種は載らないのですけど、ここに載るということで、私どもありがたく思っております。

保護司は、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努めることを使命としております。この犯罪や非行の中には、いじめによる事案、いじめそのものが非行等とされるものではなく、いじめに対する仕返し、いじめにより強要されたことが非行等とされたものもあり、保護司はそれらの行為で保護観察のついた者を担当することがあります。

そして保護観察において、本人や家庭等からよく話を聞き、本人等に寄り添って、非行を繰り返さないように支援をしています。いじめに関することだと、特に学校との連携の必要性を感じております。

少し前までは、保護司会から連携を働きかけても、保護観察になっている生徒がいるということを認めたがらず、保護司さんに関わっていただく生徒はおりませんというような対応をされる学校がかなりありました。それに際して、復学調整などに苦勞し、地域でのいじめなどの状況が把握しにくいことがありました。

最近では全部そういうことではないのでございますけど、保護司会では、保護司の活動において学校との連携が重要との意識から、地区保護司会で学校担当保護司を決めて、積極的に訪問し、社会を明るくする運動への協力依頼という形をお願いをしております。また、協議会を持つようにしたりしてございまして、更生保護、保護司の活動への理解が次第に広がっております。連携が進んできたのではないかと思います。

東京都保護司会連合会では、この上に全国の保護司連盟というのがございまして、その連盟の助成も受けまして、地区保護司会の学校との連携活動に現在助成金を出しております。

地区保護司会は、地区の事情に合わせた地域活動を行っておりますが、学校との連携は全地区で取り組んでおり、いじめに対しては、どの地区においてもいろいろな形で意見交換をしていると報告を受けております。

保護司会では、会員保護司からいろいろな学校行事に参加したり、学校に出向いていろいろな相談を受けたりしております。特に、いじめの問題については、PTAや学校の先生と具体的な情報を交換し、協議をするなどしております。

ただ、近年はいじめの形が変わってきてございまして、見える形の暴力行為は減りまして、インターネットを使って行われるものが増えてきており、把握しにくくなっている状況にあると感じております。そういう状況だからこそ、保護司と学校とがより緊密な連携をし、少年の立ち直りを助け、また、非行を防止する社会づくりを目指していきたいと考えております。

個々の事案では、学校と連携し、学校に戻ることを支援したり、地域において学習支援を

行うなどし、その成果を地域での犯罪、非行の予防活動に役立てております。

現在、「社会を明るくする運動」というのは全国展開をして、7月1日が啓発活動をするということになっております。黄色い羽根や、バスの中の宙吊り、いろいろなところで啓発活動をしております。「社会を明るくする」の中に、小学校、中学生の作文コンテストを行っております。これは、児童・生徒にいじめについて考えてもらい、先生方にも更生保護について御理解をいただくというきっかけになっております。全国で多大な数が来まして、それをここに、東京都で選んで、それで国の方に上げて、法務大臣賞までいただけるというようなことになっております。

保護司会としてもいじめの問題につきまして、今後、さらに学校・地域の方々と連携を強め、対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと追加をしたいのですが、私が入っている地区では、保護司会の方で、この連携のお金をいただくのですが、その他に保護司会として、社会を明るくする運動に多額のお金を出しております。それについて、社会を明るくする運動の地区の単位で何をやるかということを考えまして、学校の授業の中で公開学習を利用しまして、弁護士会の先生をお呼びして、お話を聞いていただいたり、そこで生徒役になったり、先生役になったりして、弁護士会の先生方のテクニックを使っただいて、分かりやすく指導していただいております。ぜひお声がけをいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【有村会長】

はい。ありがとうございます。松本委員から保護司会のことでお話しいただきました。とりわけ、「社会を明るくする運動」では、いろいろな連携機関と関わりますよね。御活躍の様子を教えてくださいまして、ありがとうございます。

続きまして、東京都民生児童委員連合会深井委員お願いいたします。

【深井委員】

私は、先ほどお話しさせていただきました、平成6年の発足のときから19年間主任児童委員でありました。今は地域の民生委員になっております。初めの頃の主任児童委員は本当に過酷で、誰にも認められず、本当に異質な存在ではあったのですが、今、着々と、子供の物事が大きくなってきているので、だいぶ認知されるようになりました。

やはり親からの虐待でいじめに走ったり、逆にいじめられたりするお子さんが多くなってきていると思います。親も何かストレスを抱えていて、それで虐待しているのだと思います。民生委員としては、今は、お年寄りには包括支援センターがあつてケアされていますし、やっぱり親の問題が大きくなっているのではないかと。ヤングケアラーにしても何にしても、親が子供をきちんと見たりするところも、お仕事で忙しいということもあるのかもしれませんが、そういうことで起こる事件が多くなってきているというような気がします。

そういう意味では、やっぱり地域としてその親子を見守っていくような存在になれば

など思っております。以上です。

【有村会長】

はい。先ほどの話と重ねてお話いただきました。とりわけ地域として、地域の中で親子を見守っていくという、親子関係の大切さを教えていただきました。ありがとうございます。

各機関がいじめ防止について本当に真剣に取り組んでいただいていることの実例をお話いただきました。ありがとうございます。

それでは、続いてなのですけれども、行政関係の方とか各関係機関の方から、お話を伺いたいというふうに思っております。行政からは法の作成と関わりまして、いろいろな施策を展開しておりますので、お話をいただければと思っております。

最初に、生活文化スポーツ局都民安全推進部長馬上委員、生活文化スポーツ局私学部長加倉井委員、総務局人権部長若林委員、児童相談センター次長木村委員、警視庁少年育成課長今村委員、東京法務局人権擁護部長玉井委員、順次、お話をいただければと思っております。最初に馬上委員、よろしいでしょうか。

【馬上委員】

はい。生活文化スポーツ局都民安全推進部長の馬上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私どもの部で、いじめの防止等に関連いたしました青少年健全育成に関わる事業について御説明をさせていただきます。リーフレット等につきましては、タブレット内の別添資料として掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

まず1点目でございますが、先ほどからお話が出ておりますインターネットやスマホのトラブルに関する事で、相談事業として「答える」でございます。この事業は、架空請求又は迷惑メール、また有害サイトなどの様々なトラブルに関する相談窓口といたしまして、平成21年度から運営をしております。

昨年度はいじめに関するものも含めまして、全体で約1,900件の相談がございました。相談には、電話、メール、SNSで対応しておりまして、教育相談センター様をはじめ、官民の関係機関と情報共有を行いながら、取組を進めております。

2点目でございます。ネット利用に伴うトラブルの実態、また、トラブルから身を守る防止策等を学ぶファミリーeルール講座の開催でございます。先ほど東村山市さんからも触れていただきましたけれども、学校ですとか、地域で開催をしております。昨年度は、青少年保護者、教職員の方などを対象として約800回講座を開催いたしました。座学もございませんけれども、生徒同士による自主ルールづくりを支援する講座など、様々な選択できるコースがございますので、内容を工夫して行っておりますので、ぜひ検討していただければと存じます。開催に向けての御案内は、別添資料3、4として載せておりますので、後ほど御覧ください。

そして、学校や家庭向けといたしましては、ネットの適正利用を啓発するリーフレットを作成しております。本日、別添資料5の方に載せておりますのは、保護者向けのリーフレットになっております。こちらも御参照いただければと存じます。

今後も青少年及び保護者の方への啓発、また、学校や地域と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に3点目でございます。こちらは、悩みや困難を抱える子供、若者、また、支援者の方に対しまして、情報提供を行うポータルサイト「若ぼた+」でございます。若ぼた+には、相談したい分野、またエリアを選択する、また、フリーワードを入力するなどで、いつでも自分に合ったサポート、また、支援を探すことができます。現在180団体の方に御登録していただき、現在391の支援情報を掲載しております。

また、その他にもコラムですとか、紹介記事、また、講習会やセミナーなどの情報も掲載しております。また、支援団体の方々につきましては、団体の方のみが利用可能なページを設けて、支援機関同士の連携に資する取組も行っております。当部といたしましても、関係機関の皆様との連携を一層強化して、いじめ防止を含めた若者の健全育成に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

【有村会長】

はい。ありがとうございます。正確に、若者の健全育成について非常にきめ細かな東京都の施策についてお話をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、加倉井委員、お願いいたします。

【加倉井委員】

東京都生活文化スポーツ局の私学部長の加倉井でございます。よろしく申し上げます。

私ども東京都生活文化スポーツ局私学部が所管する都内の私立学校は、小学校55校、中学校187校、高等学校241校、特別支援学校4校、合わせますと約480校ございまして、約28万人の児童・生徒が通学しております。

私立学校は、それぞれの学校の建学の精神に基づいて、独自に教育活動や学校運営等を行っております。生活文化スポーツ局私学部としましても、学校の自主性、独立性を尊重しつつ、公共性の観点も踏まえながら、様々な支援や助言を行うという形で関与してございます。

いじめ問題に関して、都内の全ての私立学校で、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置してございまして、各学校が主体となってスクールカウンセラーや教育相談担当者の配置、医療機関など、学校外の専門機関との連携など、子供が相談できる環境づくりにも積極的に取り組んできております。

こうした取組を支援するため、私ども私学部としましては、スクールカウンセラーの配置に対する補助を行うとともに、保護者や学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提

供や他学校での事例の紹介、私学団体等と連携した研修などを行っております。

今般、都内の私立学校からのいじめや重大事態に関する相談や報告が増加しております。その中には、先ほどからもお話がありましたけれども、SNS上での暴言や画像の無断流出、あるいは、裏アカウントの存在といった大人からは見えづらい環境の中でのいじめの発生など、様々な事案が見受けられ、現場での対応も難しくなっているものと考えます。

私学部におきましては、引き続き、各学校や保護者等の事情を踏まえながら、問題の解決に向けた助言等を行っております。また、毎年、文部科学省の担当者を招きまして、私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長先生や生活指導の先生を対象に、いじめ問題の対応につきましての説明会を開催しております。今年度は、7月29日と11月8日の2回開催しております。文部科学省から、いじめ自殺等対策専門家をお招きして、どのような場合にいじめやいじめ重大事態に当たるか、具体例を挙げていただきながら、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえまして、学校が対応する際のポイントについて説明していただきました。

また、参加者間でのグループワークを行い、具体的な事例の検討や他の学校の状況等、情報共有を行うことができました。さらに、説明会の後には、学内で抱える個別案件につきましての対応方針の相談にも乗っていただくことができ、参加者からは、実際の現場での指導に向け、具体的に役立つ説明会であった、あるいは、グループワークで新たな気づきがあった、改めて学校内の教職員でこの学びを共有したい等の意見、感想をいただき、今後の各学校での取組に生かすことができる機会となりました。

本協議会における議論や皆様方からの御意見を踏まえて、今後も児童・生徒の支援に向けて、私立学校への助言等を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【有村会長】

はい。ありがとうございます。東京には多くの私学で学ぶ児童・生徒がおりますが、その支援をやっていらっしゃるという非常にきめ細かな対応いただきまして、うれしく思っております。ありがとうございます。

総務局人権部長若林委員お願いいたします。

【若林委員】

ただいま御紹介にあずかりました東京都総務局人権部長の若林でございます。

私からは、人権部の取組につきまして話をさせていただきたいと思っております。

まず、東京都では、人権施策の基本的な考え方としまして、東京都人権施策推進指針を掲げておりまして、その取りまとめを私ども人権部で行っております。この指針では、17の人権課題を掲げておりまして、「子供」につきましてもその一つでございます。

また、この指針に基づく施策の方向性としまして、いじめ防止対策についても記載をして

おります。その具体的な取組としまして、本日は2点ほど御紹介させていただきます。

まず、一つ目としましては、「みんなの人権」という冊子を人権部が作っておりまして、都民への啓発や職員の研修のために活用しておりますが、その冊子の中で、先ほど申し上げました17の人権課題を一つずつ解説しております。その中の「子供」のところのページで、いじめについて触れておりまして、「いじめは決して許されない」ということとともに、東京都の取組などについても御紹介させていただいているところです。

もう一つの取組としましては、東京都が設置しています東京都人権プラザという施設がございます。その中で、子供の人権問題に関する啓発を行っております。毎年夏休みが終了し、新学期が始まる時期には、いじめなどにより心と体を傷つけられて亡くなった子供たちや御家族からのメッセージを集めた展示を実施しております。今年度は、写真やメッセージパネルの展示に加えまして、いじめ問題に関するトークセッションを実施いたしました。

また、人権プラザと学校との連携といたしまして、修学旅行には訪問学習の受入れも行っております。人権プラザ内の展示などを御見学いただきながら、人権問題について学んでいただく学習会ですとか、教職員など学校における人権教育・啓発のリーダーを育成するセミナーなども実施しております。

人権部としましては、今後とも庁内外の関係機関と連携を図りながら、できるだけ効果的な啓発ができるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。私からは以上でございます。

【有村会長】

ありがとうございます。人権というのは、いじめ問題に非常に密接な関係がございますので、非常に幅広い大事な取組をしていただけていると御紹介いただきました。

児童相談センター次長木村委員、お願いいたします。

【木村委員】

児童相談センターの木村です。

児童相談所は皆さん御承知のとおり、子供の福祉や子供の権利を守るために様々な支援を行っております。いじめが原因で困っている、そういった相談にも児童相談所の方で受け付けてございます。

いじめを主訴とした相談受付の実績でございますが、令和5年度24件、令和4年度29件となっております。いじめを含む相談や虐待、非行、不登校に関する相談、これは、都全体の相談受付件数は年々増加傾向にございまして、令和5年度は38,609件となっております。

その相談内容に、例えば、家庭内の暴力、ゲームやネットへの依存、そういった育成相談、または、不登校に関する相談が多いという、そういったものを様々寄せられるのですけれど

も、実際のお子様との児童との面接などを進めていくと、表面化している問題の背景においては、いじめや友人とのトラブルなどがある場合がございます。

こうした相談に対して、児童相談所は、子どもや保護者が抱える不安や悩みを聞いて、また、状況に応じて心理ケアを行う、子供たちが傷付いている部分についてケアをしていくということを行ったり、また、他の専門機関につなげるというようなことも行っております。

また、いじめ、虐待、体罰など児童の権利侵害に対する相談、子どもの権利擁護相談案件に関して、子供の権利擁護専門相談事業というものを児童相談センター内で実施しております。

この事業につきましては、児童本人等から電話での相談を受け付け、助言を行うとともに、権利侵害の状況によっては、弁護士等の専門員が面接へのその面接相談につなげ、専門員は学校など関係機関と協議、または、権利侵害の事実の調査、助言、調査活動などにより問題解決を図ってございます。

こちらの事業につきましては、いじめに関する相談実績は令和5年度70件、令和4年度49件となっております。

児童相談所は、常に子供たちの立場に立って、様々な相談機関と協力し、ソーシャルワークを行ってございます。今後とも皆様と協力して、いろいろな支援をしていければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【有村会長】

はい。子供の立場に立った相談体制であるということのお話がありました。ありがとうございます。

それでは、警視庁少年育成課長今村委員、お願いいたします。

【今村委員】

はい。警視庁少年育成課長の今村でございます。

私からは、日常の連携について2点、御説明をさせていただきます。

1点目は、スクールサポーター制度についてでございます。スクールサポーター制度は、御案内のとおり、警察官OBを各警察署等に配置をいたしまして、学校や通学路などにおける児童の安全確保対策、非行防止教室への支援、有害環境の浄化活動等を行うものでございます。

現在、都内に102ある警察署のうち、島しょ部等を除く94の警察署に、132名のスクールサポーターを配置しており、令和6年度にスクールサポーターが小・中・高校を訪問した回数は、当課手集計で、およそ3万6千回に上ります。

スクールサポーターが学校からいじめに関する情報や相談を受理した際には、警察署の少年係と共有し、いじめ防止に重点を置いた非行防止教室を実施しております。また、教育委員会が主催する各種会議やサポートチーム会議に出席をし、学校、関係機関との情報共有

や助言等も行っております。

いじめに関して学校のみで対応するか判断を迷う場合であっても、警察に相談することで児童・保護者の安心感につながる場合もありますので、ぜひ御相談をいただきたいと思っております。

今後も学校とスクールサポーターとの緊密な連携を大切にしていきたいと思いますと考えております。

2点目は、少年相談専門員の積極的な活用についてでございます。警視庁では、都内に8か所ある少年センターに、臨床心理士等の資格と豊富な経験を有する少年相談専門員を複数配置し、いじめを受けた児童・生徒の心のケア、いじめを行った児童・生徒の更生支援のほか、保護者に対して子供への接し方のアドバイスを行うなど、広範かつ長期にわたってきめ細やかな相談会を行っております。

こうしたケア等につきましては、学校に配置されております、上野委員からお話がありました、スクールカウンセラーと連携することで、多角的・重層的に行うことが可能となり、一層の効果が期待できますことから、積極的に双方御活用を御検討いただければ幸いです。

なお、昨年8月に改定されました、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、学校と警察の連携のあり方が具体的かつ詳細に示されましたことから、少年育成課長名で全警察署に本ガイドラインの趣旨を知らしめるとともに、学校からの相談に適切に対応するよう指示をいたしましたので、安心して御相談いただければと思います。

私からは以上でございます。

【有村会長】

今、今村委員からお話があったように、最後に言われましたガイドラインの改定、あれはぜひ我々関係者は目を通していただければありがたいというお話もありました。私も同感でございます。スクールサポーター、学校と警察との連携の在り方、非常に大事な2点をお話いただきました。ありがとうございます。

続きまして、東京法務局人権擁護部長玉井委員、お願いいたします。

【玉井委員】

東京法務局人権擁護部長の玉井でございます。

当機関で、いじめ防止の取組としては、小学校、中学校における人権教室がまず挙げられるのかと思います。具体的には、当機関は、中学生の作文コンテストというのを毎年やっているのですが、その作文集を題材にした人権教室というのを行っております。また、自分の命も大事だし、他人の命も大切だよというような命の人権教室ということもやっております。

東京都各地で、地元の人権擁護委員が様々な工夫を凝らした人権教室を開催して、いじめ

について、自分の命の大切さについて、子供たちに考えてもらう機会をつくっております。

また、相談の場面では、こどもの人権 110 番という専門ダイヤルとLINEの相談、こどもの人権SOSミニレターとあって、教育委員会様にも学校の方にも御協力いただいて、小学校、中学校の生徒、一人に1枚ずつ、夏休みに入る前、6月ぐらいから配布を毎年させていただいて、小中学生が抱えている悩みについて対応しています。

相談内容としては、いじめという相談もありますし、友達にすごく冷たくされて困っているとか、嫌なことを言われるとか、すごく友達に嫌われているのではないかというような、子供同士の人間関係の最初のつまずきのような相談が多いように思います。

まずは、こちらのアドバイスとしては、子供たちには自分の気持ち、そういうことをされたら嫌だよというようなことをちょっと言えるようだったら言ってみよう、お友達に話しかけてみようということをアドバイスしますし、こじれるようであれば、身近な大人に相談しようというようなアドバイスを行い、子供自身の危機対応能力というのをサポートしています。

身近な大人というと親御さんだったりとか、学校の先生だったりとか、スクールカウンセラーの方というような言葉が具体的に出てくるのですが、スクールカウンセラーがいるのは分かるのだけれども、どうやって相談していいか分からないというようなことを言われますし、学校の先生というと、ちょっと担任の先生は目つきが怖いので相談しづらいと、副校長先生もすごく忙しそうにしているので、学校の先生にはなかなか相談しづらいですというような声もあります。あと、「親御さんは？」と聞くと、「親には心配かけたくないから、親には言えない、一人で悶々と悩んでいました」というような子が勇気を出して、法務局の相談窓口に来るケースが多いように感じます。

また、最近の傾向として、すごく繊細な気質の子供からの相談があります。自分がHSP、ハイリー・センシティブ・パーソンなので、人一倍学校の友達の声がかくうるさくて、自分がいじめられているのではないかと思うというような相談もありますし、教室がうるさくて、それが耐えられないというような、相談が目立ちます。

今後の取組の課題としては、今まで「みんなで仲良く」とか、「友達を大切に」とかというような理念的な内容だったので、今後は、自分の命も、他人の命もみんな大切だという命の人権に比重を置きたいと、人権啓発の面では考えておりますし、自己肯定感が少ない子が相談者に多いように感じますので、そこの方も何かカバーができたらいいかなど思っています。

あと、親御さんからの相談では、こじれた相談が法務局にあるのですが、学校にも相談したし、教育委員会にも相談したけれど、加害の子供については、全然反省していないので何とかしてほしいというような相談が多いです。

学校の方でも危害を受けているお子さんの親御さんには、きめ細かく、カウンセリングを受けていただいていますし、暴力だったり、お金をせびられたりというような事例もあるので、やはり躊躇なく警察の方に相談するというだけでも、被害を受けている子どもの保

護者の方も安心されるのかなと最近の傾向では見ております。

私からは以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。法務局からは人権という立場ですね。それから、スクールカウンセラーとの相談。なかなか相談できにくい状況について、非常にきめ細かな対応をしていただいていることをうれしく思って、理解させていただきました。ありがとうございます。今、話があった自己肯定感の問題が、非常に今の子供たちは大きいですね。

私の方から一点だけというか、資料を用意しましたので、別添資料1、別添資料2です。私、学校教育を専門にしているものですから、そのことをちょっと申し上げたいのですけれども。

今日の議論で大事にしなきゃいけないことは、いじめ問題が非常に深刻になっているということですね。重大事態だとか、文部省の数値については触れましたので割愛していきますけれども、非常にこの数値が増えているわけです。法が平成25年にできてからここ10年で約7倍になっているわけです。そういう数値の多さも理解していただければと思います。

それから、校種別のいじめの認知件数もそのような数値ですね。これがいわゆる私がやっている教育の論からすると、法の立場に変わっていつているということがあって、だから、そこにおける学校現場の問題が非常に大きいなと理解をしています。

それから、いじめの問題では暴力との関わりが数値と非常に関係があるのですね。子供たちが、小中学生がイライラしている。暴力といじめというのは、非常に関係性が高い。

暴力の件数も非常に高くなっている。これは、学校教育の中の問行調査の調査ですので学校なのですけど、警察庁の犯罪に関わる調査と比べて、非常に低年齢化しているという状況があると思います。

それで、私一番お話をさせていただきたいのは、どう擁護するかということなのです。やはり学習指導要領の位置付けをしっかりと問うことが大事だと思うのです。学校教育では、学習指導要領は公的な根拠ですので、今日もたくさん話題に出てきましたけど、スクールカウンセラーという言葉、カウンセリングという言葉が教育ではすごく大事です。学習指導要領は、戦後8回目の改訂をしているのですけれども、平成29年の改訂の学習指導要領で、初めて「カウンセリング」という言葉が登場しているのです。今まで日本の教育界の学習指導要領に、公的拘束力のある学習指導要領に、カウンセリングという言葉はなかったのですね。それがやはり、今、このカウンセラーというのは大事にしてきていて、実は、私が理解するには東京都が走りなのですね。

東京都が今から40年ぐらい前に、スクールカウンセラーの研修会をかなりやりました。そこで、カウンセリングという言葉が東京都が初めて使い、国にも要望していたのでしょけれども、なかなかそれは法的な位置付けにならなかったというのがあると思うのですね。カウンセリングの重視というのは、すごく大事だという指摘をさせていただければと思っ

ています。

そして、小学校で学びの大切さを味わわせてほしい。中学校ではやはり自身体験ですね。高校生になったら、キャリア体験に生かすような指導をしていただければ、すごくありがたいなというふうに理解しています。

最後に、学校の先生たちに「先生力」を身に付けてほしい。東京都の先生に、指導力の、質の高い授業をしてほしいのですね。いじめ予防の一番のポイントは、学校教育の立場からすると、授業の充実なのです。やっぱり勉強が分からなかったら、子供はつまらない。学校の意味がない。学校の中で一番過ごすのは 365 日のうちで、だいたい学校で子供たちは 200 日過ごします。その 1 日のうちに 7、8 時間は授業です。授業が分からなかったらよくないので、先生たちに学習活動をしっかり定着させること、それから、先生自身が専門性を磨いてほしい。

特に、学校の先生は専門職として位置付いていますので、それを身に付けること。それから、教職員をリスペクトしてほしいですね。先生の仕事は大事なのだという。ちょっと残念なのが、2、3 日前に発表になった国公立の大学の競争率を見て、教育学校が軒並み低いのです。今、地方の国立大学で、かつては考えられなかった定員割れが起きようとしている。そういう状況からすると、先生になりたがらないということ。ですから、東京都では「先生を大事にしていますよ」ということを各部署で努力していただいていますので、それをかなり大事にいただけるとありがたいと思っています。

子供もそうだけれども、先生方、子供を大事にして寄り添ってほしい。それがいじめ予防のポイントだと思っているところでございます。

また今日も事務局からこの総合対策について触れていただいて。これは全国に比べても非常に大事な資料になっています。そういう意味で、東京都が進めているいじめ対策、効果は絶大だと思っていますので、ぜひ各部署合わせて、このメンバーで協力して、連絡していただくとありがたいと思っています。

では、事務局にお返しします。

【福田主任】

有村会長、そして、委員の皆様、貴重な御協議を賜り、誠にありがとうございました。

本日頂戴いたしました御意見等を踏まえ、今後とも、東京の子供たちに関わる関係の機関や団体の皆様とともに、いじめ問題の解決に向けて、確実に対策を推進してまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日のいじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。